

平成 30 年 3 月 日

香川公民館運営審議会
会長 山地 廣 様

茅ヶ崎市立香川公民館
館長 白鳥 慶記

茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会に対する諮問について（案）

社会教育法第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項に理由を添えて諮問します。

1 検討を要する事項

地域の教育力を育む施設としての公民館の役割（あるべき姿）

- 1) 子ども（未就学児～小学生）の居場所
- 2) 子ども（未就学児～小学生）と地域の大人とのかかわりあい
- 3) 中学生・高校生と子ども（未就学児～小学生）とのかかわりあい

2 理由

平成 20 年中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、公民館は地域の社会教育の拠点として、積極的に活用される必要があるとしており、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場として、その機能を充実させることが求められています。本市の教育基本計画においても、施策の目標として、大人が教育者としての役割と責任に気づき、子どもたちが地域の中で育まれる社会教育を推進するとしています。

「子どもとのかかわり」において、公民館としてどのような方策で、地域の教育力を向上させられるか、考察が必要な時期に来ています。

以上のことから、上記 1 の「検討を要する事項」について諮問しますので、よろしくご審議のうえ答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 平成 31 年 3 月